

年金額は1.9%上昇、4月改定6月支給から

2023年度の年金は6月支給分から1.9%の増額になります。3年ぶりのプラス改定で、**年金10万円の人は1900円の増額**です。前年の物価変動率は2.5%増とされており、これから0.6%減額された改定です。年金額を毎年削減する仕組みがあるからです。また、生活必需品以外の価格変動もカウントしているために、生活実感と大きな隔たりがあります。安倍政権発足以来11年で実質的には7.3%も減額されたこととなります。

岸田政権の軍事費増をやめさせ、社会保障や年金の引き上げに財源を活用すべきです。



物価高騰に見合う年金を!

消費者実感は「10%以上の物価高」

総務省の発表によると、2023年1月の消費者物価指数は4.3%上昇。しかし、前年同月比で食料品7.3%、電気代20.2%、ガス代24.3%の増。消費者の実感は10%以上の物価高です。

2023年1月の物価上昇

品目	%	品目	%
穀類	8.1	肉類	7.6
生鮮魚介	17.2	電気代	20.2
乳卵類	9.5	ガス代	24.3

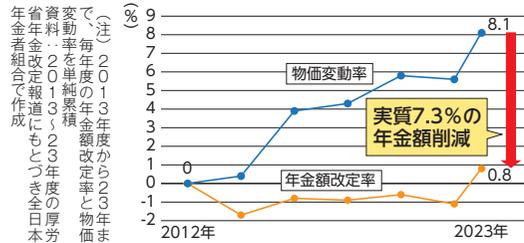
資料:2023年2月24日総務省発表資料より作成

1.9%増では物価上昇に追いつかない

年金額が1.9%のアップでは異常な物価高に追いつかず、高齢者の生活は悪化する一方です。物価が上がったら年金も上がる物価スライドにすべきです。

今年のような物価高騰には特別の措置が必要です。政治の判断で実行できます。

安倍・菅・岸田政権11年間(2013~23年度)の物価上昇と年金額の推移



注) 2013年度から2023年度までの毎年度の年金改定率と物価変動率を単純算出したもの。2013年度は厚労省年金改定報道にもつづき全日本年金者組合で作成

年金引き上げと労働者の賃上げで 地域経済の活性化を

全日本年金者組合
 〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
 TEL 03-5978-2751 FAX 03-5978-2777
 Email:honbu@nenkinsha-u.org

命がつきるか

貯金がつきるか 京都府 75歳

夫は15歳から45年間、私も子育て介護しながらパートで40年間働き、75歳になった今、年金は1カ月合計26万円弱。健康でも眼鏡や補聴器、杖やサポーターなどと、必要なことばかり。命がつきるのか貯金がつきるのか、どちらが早いかと不安でいっぱいです。

私ひとりになったら、年金では食べていけなくなります。

10万円の年金で

4万円の家賃 千葉県 79歳

29歳で結婚し、ワンマン亭主に苦しみながら様々な仕事。35年間も厚生年金をかけ、受給額はわずか月10万円。離婚しており、月4万円の家賃や国保料、光熱費を支払うと食費はギリギリ。母の見舞や娘の手伝のために貯金を崩すことに。

高齢者が安心して暮らせる年金制度を一刻も早く作って欲しい。

受給者の声

軍事費増額の5兆円を活用すれば実現できます

岸田政権は軍事費を5年で43兆円の支出、年間5兆円も増額を発表。第二次大戦前のナチスドイツの「バターよりも大砲を」の道を歩もうとしています。

年金額アップ	⇒	年間12万4000円増額(注) (8.9%の増額)
すべての高齢者に 当面3.3万円/月	⇒	2兆4000億円 (5兆円の48%)
毎月支給 初年度経費	⇒	47億円 (5兆円の0.094%)

(注) 5兆円を年金受給者数(22年12月厚労省発表)で割ったもの
 資料: 政府統計にもとづき年金者組合で試算(高齢者数は2022年9月15日時点)

年金引き下げ違憲訴訟



高齢者は生きるのがやっと 最高裁は血の通った判決を

年金裁判は24年改正法による「2.5%の年金引き下げ」の取り消しと差額分の返還を求めた裁判です。39地裁と25高裁で判決が出され、いずれも原告の請求を棄却するという不当なものでした。すでに21の原告団が上告し、11事案が最高裁第二小法廷に受理されています。

原告団は大法廷での審理を求めて今年の2月3日に最高裁要請行動を行いました。全国から原告・弁護団90人が参加して宣伝行動を行い、前回の提出と併せて3万筆を超える署名を提出しました。

最高裁には物価高で苦しむ低年金受給者の生活を直視した憲法判断を求めます。

生活保護裁判

宮崎地裁で5件目の勝利判決

国は、物価の下落などを理由として、2013年から2015年にかけて、生活保護費を引き下げました。全国29カ所で「最低限度の生活を保障した憲法に違反する」として裁判が行われています。

宮崎地方裁判所は、2023年2月10日「国が引き下げの根拠に示した物価下落率は、パソコンやカメラの価格下落の影響が大きく、生活保護受給世帯の消費実態を適切に反映したものではない可能性がある」として、生活保護費引き下げ処分の取り消しの判決を出しました。大阪、熊本、東京、横浜に引き続いでの勝利判決です。

大法廷で 統一した審理を

21の原告団が最高裁に上告し、これからも全国からつぎつぎに上告します。

個々の事件をバラバラに処理するのではなく、統一した審理をして、判断をすべきです。きちんとした憲法判断をするためには、最高裁大法廷での審理がどうしても必要です。

憲法25条に照らした 裁判所の判断を

全国の裁判所の判決は、40年前の堀木訴訟最高裁判例を無批判に引用し立法府の広範な裁量を認めた、不当なものでした。年金引き下げによる生活への深刻な影響を無視しています。

憲法25条で保障される国民の生存権を尊重した判断が求められています。

社会権規約を踏まえた 憲法解釈を

私たちは年金を下げるという後退的な措置には、国に立証責任があると、社会権規約に照らして主張してきました。社会権規約は1979年に日本政府も批准している国際規約です。

憲法98条に明記されている「国際法規の遵守」にしたがって判断をすべきです。

憲法25条を尊重した判決を求めています

あなたも年金者組合へ どなたでも加入できます